犯罪被害者等への理解の促進と気運の醸成
のための広報啓発活動の推進
～犯罪被害相談窓口のご利用を～

精神的・経済的支援

★　精神的支援
　臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーなどによるカウンセリングを行っています。

★　経済的支援
　犯罪被害者等給付金の支給や警察に提出する診断書等の補助を行っています。

★　その他
　犯罪被害者等の様々な要望にできる限り応えるため、行政機関や犯罪被害者等早期援助団体「ひょうご被害者支援センター」などの関係機関と連携した支援活動を行っています。

犯罪被害相談窓口

兵庫県警察被害者支援室（通称：サポートセンター）
　ＴＥＬ　０１２０－３３８－２７４
　土、日、祝日、12/29～1/3 を除く　午前９時から午後４時 00 分
☆　犯罪被害給付制度及びカウンセリングについての問い合わせ先です。

兵庫県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人　ひょうご被害者支援センター
　ＴＥＬ　（０７８）３６７－７８３３
　電話相談　～　月・火・木・金(祝日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く)
　　午前 10 時から午後４時
　面接相談　～　法律・心理　※要予約（随時、日時は要相談）
☆　犯罪被害者支援に精通した弁護士、臨床心理士、相談員などが在籍しています。



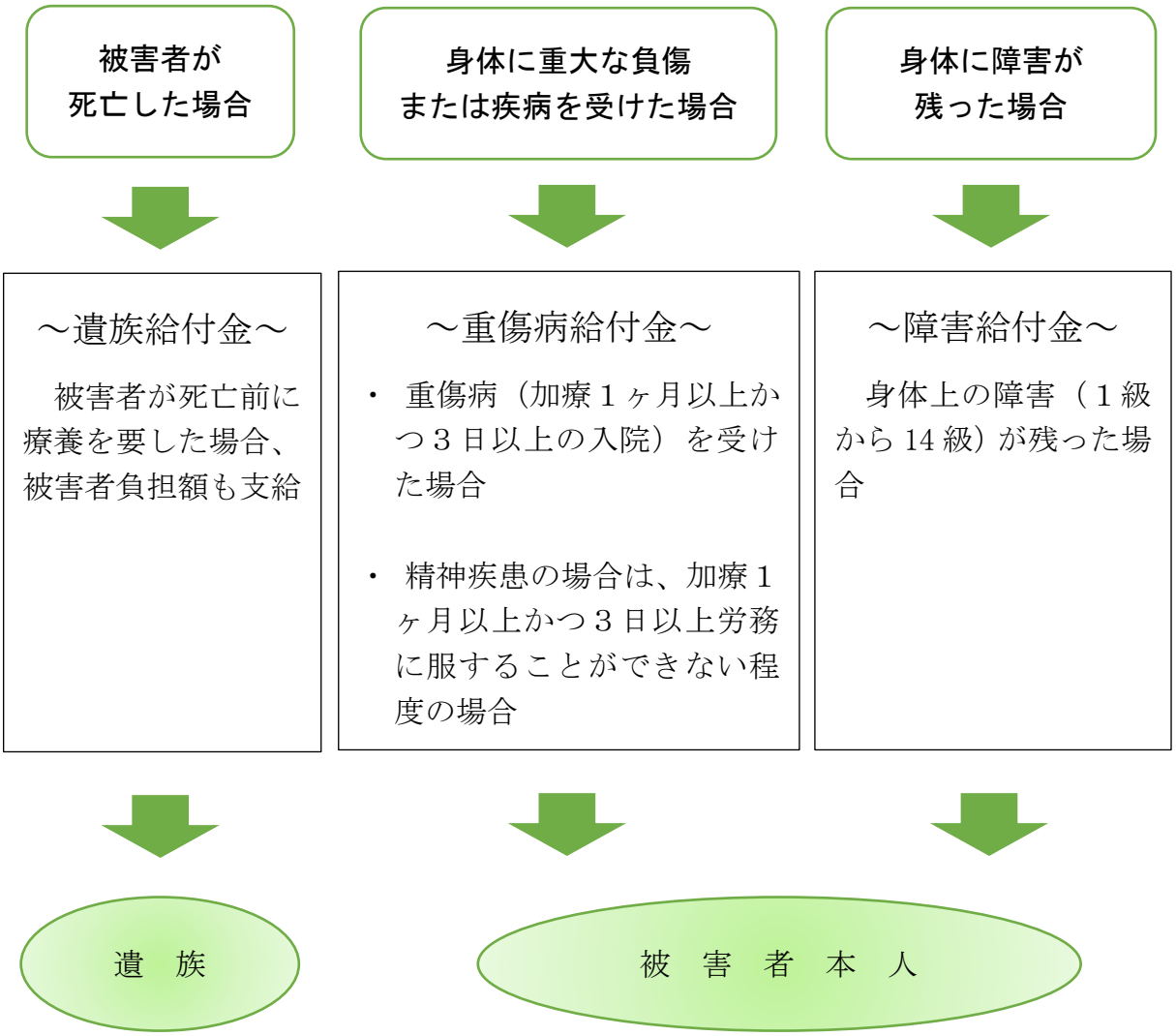
犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人などの身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、重傷病または障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

給付金の支給については、法令により支給を受けることができるご遺族の順位や範囲、障害の程度、申請の期限、給付金の額などが細かく定められています。

また、労災保険や自賠責保険などの他の法令による公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額が給付金の額から調整されます。

犯罪被害者等給付金の概要



犯罪被害者支援プロジェクト

犯罪被害者支援プロジェクトは、ふるさとひょうご寄附金を活用して、犯罪被害者に対して公益社団法人ひょうご被害者支援センターが実施する犯罪被害相談員による面接相談に要する費用などを支援する取り組みです。

詳しくは、兵庫県警察のホームページをご覧いただくか、兵庫県警察本部被害者支援室へお問い合せください。

多くの皆様からのご寄附をよろしくお願いいたします。

お問合せ

兵庫県警察被害者支援室

フリーダイヤル　０１２０－３３８－２７４

～ 寄り添って
周囲でつむぐ
理解の輪 ～



～ 心をつつむ
やさしい支援
とぎれなく ～

《警務課》